敦煌發見唐水部式の書式について

岡野　誠

はじめに
一　殘簡の性格
二　水部式の書式
三　水部式の年代
むすび
附　水部式殘簡錄文

はじめに

二十世紀初頭、中國の西陲、敦煌から厖大な量の古寫本が發見され、その後、イギリス・フランス・日本・ソ連・中國等に分藏されるに至った經緯は、よく知られたことであろう。これらの古寫本のほとんどは、佛教文獻であるが、殘りの一割ほどを占める非佛教文獻は、中國の古代・中世社會の實態を解明する上で、極めて有用である。(1)

本稿において檢討の對象とする資料は、ペリオ將來敦煌漢文文獻の一つである唐の開元水部式殘簡（P．二五〇七）である。唐代の基本法典に、律・令・格・式があったことは周知のことであるが、今日、律と律疏とが後代の文獻に全文取り込まれて殘ったほか、令・格・式いずれも散佚して、その全貌を伺い知ることができない。(2) したがって、この水部式の寫

本は、まとまった資料としては、現存する恐らく唯一の唐式ということになろう。このように貴重な資料であるため、發見以來、各國において、以下のような基本的研究が公表されてきた。

羅振玉『鳴沙石室佚書』一九一三、上虞羅氏景印本(『羅雪堂先生全集』四編、一九七二に再錄。羅氏跋文は、王重民『敦煌古籍敍錄』商務印書館、一九五八にも收む)。

羅振玉『鳴沙石室佚書』一九二八、東方學會石印本(『羅雪堂先生全集』三編に再錄)。

仁井田陞「敦煌發見唐水部式の研究」(『服部先生古稀祝賀記念論文集』一九三六。のち增補して、仁井田『中國法制史研究』Ⅳ〔法と慣習・法と道德〕東京大學出版會、一九六四に再錄、以下增補論文を「研究」と略稱する)。

陶希聖「唐代管理水流的法令」(『食貨半月刊』四—七、一九三六)。

那波利貞「唐代の農田水利に關する規定に就きて」(一)〜(三)(『史學雜誌』五四—一、二、三、一九四三)。

Twitchett, D. C., "The Fragment of the T'ang Ordinances of the Department of Waterways discovered at Tunhuang," (*Asia Major* (n. s.) 6—1, 1957. 以下 "The Fragment" と略稱する)。

佐藤武敏「敦煌發見唐水部式殘卷譯注——唐代水利史料研究(一)——」(『中國水利史研究』二、一九六七)。

山本達郎・池田溫・岡野誠編 *Tun-huang and Turfan Documents concerning Social and Economic History, I Legal Texts* A, B, 1978–80, Tōyō Bunko. (以下 *Legal Texts* と略稱する)。

これら先行諸研究によって、本殘簡の寫眞・錄文・注釋・翻譯が學界に提供された。(3) とくに羅振玉氏によって、本殘簡が唐水部式であることが證明され、さらに仁井田陞氏によってその製作(刪定)年代が開元二十五年(七三七)であることが明らかにされた。ここを出發點として殘簡の內容に關する研究も進展し、唐代の社會經濟史・歷史地理・官制などの解明に有力な資料として用いられている。(4)

さて筆者は從前から唐代の法典、とくに西域發見の法典斷簡に興味をもっており、一九八四年には、短期間ながらフラ

ンス國立圖書館において、ペリオ將來の敦煌發見漢文文獻中の法典斷簡を調査した。その折、P．二五〇七を實見して、水部式の法典としての書式の特徴につき新たな理解をえた。歸國後、關連文獻を讀み進めるうちに、近年、これまでの通說（すなわち開元二十五年水部式說）に對する疑問や批判が提出されていることを知った。その第一は、殘簡の基本的性格に關するもので、佐藤武敏氏によって、水部式說に對する疑問が提出された。第二は、布目潮渢・大野仁兩氏の共作論文の中で、水部式の製作（刪定）年次に對する疑問が提起されたのである。

本稿の目的は、第一にこれら最新の學說の是非を檢討して、通說の基盤を再點檢すること、第二に、本殘簡の書式の特徴を分析して、唐式理解のための一試論を提示することにある。そのため、水部式の各條文の內容に關する研究は、すべて別稿に讓る。大方のご敎示を得れば幸いである。

一　殘簡の性格

佐藤武敏氏は、論文「敦煌發見のいわゆる唐水部式殘卷について」の中で、殘簡全體の譯文（注釋つきの現代語譯）を公表されるとともに、今日まで定說とされてきた「水部式說」に對して、根本的な疑問を提示された。(5) 佐藤氏の言及されたことがらは多岐にわたるが、その新たな主張は、以下のようにまとめることができるように思う。

㈠殘簡は、水部・都水監・將作監などの式からなっている（もし一括して水部式という名稱で代表させたと考えるならば、唐式の構成について再檢討する必要がある）。

㈡㋑　殘簡中の諸規定が項目（內容）別に整理されていない。

㋺　記載方法上、段落の表示が不徹底である。

㈢　㋑と㋺とから、殘簡は、水部・都水監・將作監などの式から、諸規定を任意に抽出して筆寫したものと思われる（傍點は引用者）。

すなわち㈠と㈡とから導き出される氏の結論は、「要するに殘卷は決して水部式そのままとは思われないということ」（同論文二三頁）である。これらの指摘は、本殘簡の性格について考える場合、基本的かつ重要な問題を含んでいる。以下、早速同氏の見解について検討してみたい。

本殘簡に含まれている諸規定中の七箇條と『唐六典』との對應關係は、すでに仁井田陞氏によって指摘されており（「研究」三三七頁以下および本稿表1參照）、そのことは、*Legal Texts* の錄文の脚注にも記してある。ここから明らかなことは、殘簡所收の規定は、必ずしも官廳別には並んでいないということである。したがって、本殘簡に、水部・都水監・將作監などに係わる式が含まれていると假定しても、それら各官廳の式をもとに、順序よく書き寫したものではないことがわかる。そのため佐藤氏は、前述した㈡の㋑において、水部・都水監・將作監などの式から、諸規定を任意に抽出したと考えられたのであろう。

表1　水部式と『唐六典』の對應

錄文（記號）	水部式殘簡	唐六典
Ⓑ 8	諸渠長……附考	卷二三都水使者條
㋒ 67	河陽橋……木匠十人	卷七水部郎中員外郎條注
㋔ 92	都水監……給直	卷二三河渠令條
㋖ 115	河陽橋……近橋人充	卷七水部郎中員外郎條注
Ⓖ 125	諸浮橋……役匠造供	同前
㋙ 141	蒲津橋……一十五人	同前
㋚ 144	孝義橋……退者充	同前

仁井田陞「敦煌發見唐水部式の研究」pp.337～339 をもとに作製。

このような推定の是非を判斷する前に、議論の順番として、唐式（ことに開元式）の構成（すなわち篇目）と官廳の對應關係について再検討する必要性を感じる。

『唐六典』卷六には、つぎの一文がある。

凡式三十有三篇[a]
亦以尚書省刑曹及祕書・太常・司農・光祿・太僕・太府・少府及監[b]門・宿衞[c]・計帳爲其篇目。凡三十三篇[d]、爲二十卷。(6)(7)

『玉海』卷六六所引『六典』との校勘

a　有：ナシ　b　少府：ナシ　c　宿：諸　d　三十三篇：ナシ

（凡そ式三十有三篇。〔注〕また尚書省刑曹及び祕書・太常・司農・光祿・太僕・太府・少府、及び監門・宿衛・計帳を以てその篇目と爲す。凡そ三十三篇、二十卷と爲す。）

『舊唐書』刑法志にも、ほぼ同文の資料がある。

凡式三十有三篇、亦以尚書省列。曹、及祕書・太常・司農・光祿・太僕・太府・少府、及監門・宿衛・計帳名其篇目、爲二十卷。(8)

後者は前者をもとに記述されたと考えられ、雙方を比較することで、『六典』の「刑△曹」は「列。曹」の誤記・誤刻の可能性が大きいと思われる。「列曹」であるならば、尚書省六部二十四曹の意味となり、尚書省のみで式は二十四篇目をもつことになる。さらに祕書省一、九寺のうち太常・光祿・太僕・司農・太府寺の五、五監のうち少府監一となり、三十一篇となる。問題は「監門宿衛計帳」を篇目上どのように理解するかということである。

淺井虎夫氏や仁井田陞氏は、「監門・宿衛・計帳」と三つに分け、總計を三十四篇

表2　官衙と式の篇目

| | | |

に數えられた。[9] 内田智雄氏らの『譯注續中國歷代刑法志』では、「監門宿衛・計帳」と二つに分けて總計三十三篇とされた。[10]

仁井田氏は、かつて唐式の遺文から可能な限り篇目を拾い集めて一覽表とされた（「研究」三三二頁以下および本稿表2參照）。そのうちの一つの名稱は「監門式」であって、「監門宿衛式」ではない。したがって「監門式」という篇目を認めるべきであろう。

つぎに「宿衛式」なるものがはたして存在したであろうか。言うまでもなく、宿衛は勤務の形態であって官衙の名稱とは言えない。それでは正しい名稱はどのようなものであったろうか。

舊制、式三十三篇、以尙書・御史臺・九寺・三監・諸軍爲目。（『玉海』卷六六所引『六典』）

（舊制、式三十三篇、尙書・御史臺・九寺・三監・諸軍を以て目と爲す。）

又取尙書省列曹、及諸寺・監・十六衛・計帳、以爲式。（『新唐書』刑法志）[11]

（また尙書省列曹、及び諸寺・監・十六衛・計帳を取り、以て式と爲す。）

前者の資料は、仁井田氏の言われるように、現存『唐六典』に同一の文章を發見できない（「研究」三三三頁）。そのため「舊制」がいつのことか明らかではないが、諸軍や十六衛に關する式があったとすれば、それは「諸衛式」と稱されたのではあるまいか。その證據に、本節の初めに引用した『唐六典』卷六の記事中の「宿衛」を、『玉海』卷六六所引の『六典』では「諸衛」に作っているのである（校勘c參照）。[12]

つぎに計帳および勾帳式が追加されたのは、則天武后の垂拱元年（六八五）のことと考えられる。[13] したがって「計帳」の語をふくむ前掲兩『唐書』刑法志の記事は、貞觀式に關する記述としては適當ではないことがわかる。[14]

上述したところをまとめてみると、唐開元式は、尙書省二十四曹各一篇、祕書省一篇、太常・光祿・太僕・司農・太府寺各一篇、少府監一篇、監門衛一篇、諸衛一篇、計三十三篇に、計帳式を加えたものと考えられる。

それでは、式の篇目となった官衙以外の官廳には、はたして式が無かったのであろうか。源順の『倭名類聚抄』には、つぎのような唐式（開元式と思われる）の遺文を傳える。

唐式云、尚食局、漆器三年一換、供毎節料朱合等、五年一換。（巻四器皿部漆器、合子條）[15]

（唐式に言う。尚食局、漆器は三年に一たび換えよ、毎節料に供する朱合等は、五年に一たび換えよ。）

唐式云、衛尉寺、六幅幕、八幅幕、（巻六調度部屏障具、幕條）[16]

（唐式に言う。衛尉寺、六幅幕、八幅幕、）

前者は殿中省尚食局に關する唐式であり、後者は九寺の一つ、衛尉寺に關する唐式である。それでは、これらの遺文は、それぞれ「殿中省式」「衛尉寺式」と呼ぶべきであろうか。先に述べたところから明らかなように、これらの名稱は、三十三の篇目の中に見い出すことができない。すなわちこれらは獨立した篇目ではなく、三十三の篇目のいずれかの中に、附屬あるいはとり込まれていたと考えられる。

要するに、すべての中央官廳の名稱を冠した式があるわけではなく、いくつかの官廳に係わる式を、ある特定の官廳の名稱をつけて呼んだと考えられよう。

ただ開元より前の唐式でも同様であったと速斷することはできない。前掲『玉海』所引の『六典』には、「舊制」として式の篇目を列擧し、その中に「御史臺」を數えている。開元式三十三篇目中には、「御史臺」は無かったと考えられる。開元以前の御史臺式については、不明であり記して後考に備える。仁井田陞氏の指摘によれば、永徽式の中には、少なくとも吏部・刑部・光祿の諸式があった（「研究」三三一頁）。これらは、いずれも開元式三十三篇目中に見い出される。また式の卷數に係わる諸資料を吟味してみると、垂拱・神龍・開元の諸式が全二十卷であり、永徽式（おそらく麟德・儀鳳の二式も）は全十四卷である。[17] したがって開元式以前の式に、三十三篇を大きく越えるような篇目數を想定することは無理のように思う。[18]

それゆえ、佐藤氏が提起された㈠の考えについては、かっこの中に記した主張（これに對して佐藤氏は消極的であって、結果的には採用されない）が、筆者の支持するところであり、佐藤氏の見解には従いえない。すなわち「水部式」の中に、都水監や將作監に關する式がふくまれていても、「水部式」と稱してよいと考えるのである。

二　水部式の書式

つぎに、本殘簡に現れた水部式の書式について考えてみたい。佐藤武敏氏は、前掲㈡の㈠において、殘簡中の諸規定が項目別、すなわちその規定の内容に従って整理されていない、という事實を指摘されている。本殘簡の規定の内容は、仁井田氏によって七種（㈠農田水利、㈡舟筏水利、㈢碾磑水利、㈣水流及び渠堰斗門の管理、㈤橋梁の管理、㈥諸司に給すべき河魚、㈦庸調等のための漕運又は運船）に大別されている。(19)

しかし佐藤氏の指摘にあるように、殘簡の諸規定の構成は、この㈠から㈦の順に並んでいるわけではなく、またそれぞれの項目に關する諸規定が一箇所にまとまって記されているわけでもない。佐藤氏は、諸規定の順序の大まかな傾向を、「前半に灌漑用水、後半に水運という形で整理し、碾磑や漁捕がその間に挿入されたもののようである」（同論文二三頁）と見、そこから、㈡の㈠、すなわち殘簡を書き寫した者が、水部・都水監・將作監などの式から、かなり任意に書寫した、と推定される。

管見の限り、これまで、本殘簡にふくまれる諸規定の順序にいかなる意味があるのか（あるいはないのか）について詳しく検討した研究を知らない。その意味で、氏の問題提起は重要である。たしかに諸規定の並び方は規則的でない。しかし法典の條文配列がそれほど無原則であったろうか。この問題の解明は、水部式殘簡そのものを再調査するところから始めなければならない。

フランス國立圖書館に所藏される水部式殘簡は、厚手黄染紙七枚を連貼したものである（天地二八〇、全長二八五一ミリメ

ートル）。當時極めて貴重であった紙を十分に使用し、毎紙二十二行（罫の幅は一八～二二ミリメートル）の割で書寫し、條文ごとに改行することを原則としている[20]（後述）。文字は專門の書記の手になるものと言ってよく、文字の訂正にあたって、紙を削って丁寧に書きなおした跡が二箇所見い出せる（錄文36の「田、其」、142の「州、取」）。これらの特徴から、本殘簡は、唐代の官寫本と稱することができる[21]。水部式が廢棄されたのち、紙背は第二次利用として陀羅尼が書寫された。

『舊唐書』刑法志によれば、開元二十五年（七三七）の法典改正では、尙書都省をして、『律』十二卷、『律疏』三十卷、『令』三十卷、『式』二十卷、『開元新格』十卷、『格式律例事類』四十卷を、それぞれ五十部ずつ書寫させて天下に頒かった[22]。もとよりこの部數では、三百を越える州にまでは達しえない。全國の州縣は、在京諸司や都督府などに人を派して轉寫せしめ、自己の官衙に必要な法典を備えたと思われる。このように幾度もの轉寫を經て法典を公布する場合、誤寫を防ぐ有效な手段は、書式を統一することにある。すなわち一紙ごとの行數、行ごとの字詰め、文字の大小、字體の統一（正・通字を採り、俗字を退ける）[23]、條文文頭の明示、條文ごとの改行などのことがらが規定された。これは佛典や經書の書寫にも共通して言えることであろう[24]。要するに、當時の法典の公布の方法が、法典の書寫に一定の形式（すなわち書式）を要求したのである[25]。

書式上官寫本としての特色を備えていると思われる水部式殘簡をさらに細かく點檢してゆくと、まことに奇妙なことに氣附く。すなわち、ある條文は「諸」字から始まり、別のある條文には、それがないのである。そのため、今日まで、研究者の間でも、本殘簡にふくまれる式の條文數について見解が一致していない。例えば、仁井田陞氏は全三十條、那波利貞氏は二十九條と明記され、トゥィチェット氏は假に三十四條に分け、佐藤武敏氏は、初め四十二段に分け、のちには三十二條とされ、池田溫氏は三十數條とされている[26]。

水部式の條數を明らかにするためには、條文文頭について考える必要がある。參考のため式以外の法典を *Legal Texts* によって一瞥してみると、永徽・開元の『律』、開元の『律疏』、永徽・開元の『令』は、「諸」字から始めることを原則

とする。[27] 『格』については、「一」字から始まる例と「敕」字から始まる例とがある。[28] それでは、唐式ではどうであったろうか。『宋刑統』の附屬法令中の式は、開元二十五年式と考えられている。[29] 全九條中、八條（戶部式一條、禮部式一條、軍部式一條、刑部式三條、主客式二條）が「諸」字から始まっており、他の一條（刑部式）は部分的引用のため「諸」字がない。[30] ここから、式も、律・律疏・令同様、「諸」字から始まることを原則とすると考えられる。[31]

それでは、水部式殘簡中、「諸」字から始まる條文と、「諸」字のない條文とでは、どこに差違があるのであろうか。「諸」字のない條文は、二十六條あり、不完條一條（錄文103㋲）を加えれば計二十七條となる。いま、それら二十七條の文頭のみを左に摘記する。[32]

（號）（記）（行）

㋑1 涇渭白渠……　頂格
㋺12 京兆府高陵縣界……　頂格
㋩15 涇渭二水大白渠……　中段
㋥19 涇水南白渠中白渠南渠……　頂格
㋭24 龍首涇堰五門六門昇原……　頂格
㋬28 藍田新開渠……　頂格
㋣33 合壁宮……　頂格
㋠36 河西諸州……　頂格
㋡39 揚州揚子津……　頂格
㋢41 從中橋……　中段

㋤43 洛水中橋天津橋等……　頂格
㋥48 同州河西縣潼水……　頂格
㋦52 沙州……　頂格
㋧54 會寧閑……　頂格
㋨57 滄瀛貝莫登萊海泗魏德等……　頂格
㋩62 勝州……　頂格
㋪67 河陽橋……　頂格
㋫74 安東都里鎮……　中段
㋬78 桂廣二府……　頂格
㋭86 都水監三津……　頂格
㋮92 都水監……　中段
㋯103（缺落）　頂格（？）

㋺107京兆府灞橋河南府永濟橋……　頂格
㋒112皇城……　頂格
㋓115河陽橋……　中段

㋝141蒲津橋……　頂格
㋟144孝義橋……　頂格

これら文頭に「諸」字をもたない條文に共通することは、まず必ず固有名詞（河渠・堰・關津・橋梁・中央官衙・府州縣鎮名）から始まるということであり、つぎに不完條を除いた二十六例中、二十一條（すなわち八割）が頂格から始まっていることである（これを書式論から見れば、文頭の固有名詞は、條文檢索機能をもっていることになる）。言うまでもなく、これらの條文は、文頭に示された地域や官署にのみ適用される特別規定である。いわば水部式の中の特別法である。

それでは逆に、「諸」字を文頭に有し、かつ頂格から始まる八例（「凡」字をもち、中段から始まる一例、錄文6Ⓐ′も、同じ扱いをすることが可能である）には、いかなる共通性を見い出すことができるであろうか。錄文を調べてみると、八例中六例には、全く固有名詞が現れない。すなわち全國的に適用される通則的規定であると考えられる（前述したⒶ′も同じ性質の條文であるから、九例中七例と言うことも可能であろう）。「諸」字から始まりながら、固有名詞をふくむ殘り二例中の一例（錄文50Ⓓ）は、北倉・太倉に向う各州の運船を客體としているので、これも全國規定と考えられよう。[33]

すなわち筆者は、水部式殘簡にふくまれる諸規定は、二種類に大別されるのではないかと考える[34]（表3參照）。水部式殘簡には、かつて仁井田氏が指摘されたような七種の事項がふくまれる。しかし、唐の支配領域は誠に廣大であり、地域ごとに自然や社會條件に大きな差違がある。そのため式の條文には、全國的、通則的規定と同時に、地方あるいは官衙の職務內容の特殊性を考慮した規定が必要となる。今かりに前者を甲種規定、後者を乙種規定と名附けて、兩者の關係について考えてみたい。甲種規定に對して乙種規定を作るのは、必要性がある場合に限られる。すなわち、乙種規定は、全く無い場合から一條以上多數條に及ぶ。甲・乙兩種の規定をこのようにとらえると、甲種規定と乙種規定は、つねに組み合せて理解することが必要となってくる（ただし現存水部式は、殘簡であるから、その中の甲・乙兩種の條文が、すべて組み合せうると

表3　水部式殘簡にふくまれる二種の規定

種類	書式上の特徴	規定の性格	殘存條數
甲種規定	・「諸」字から始まる（「凡」字もこれに準ずる）。 ・頂格から始まる。 ・固有名詞をふくまない傾向がある。	・全國的 ・通則的	8條＋1條(「凡」) Ⓐ～Ⓗ＋Ⓐ′
乙種規定	・固有名詞から始まる。 ・頂格から始まることを原則とする。 ・必ず固有名詞をふくむ。	・地方的（特定の地方・官衙） ・特殊的	26條＋1條(不完) ㋑～㋚，㋺～㋜＋㋝

1．本表は，水部式殘簡にふくまれる諸規定の形式的分類である。唐式のその他の篇目すべてに甲乙二種の規定があるか否かは不明である。
2．㋝は甲種規定の可能性もある。

いうことではない)。

さきに筆者は、「諸」字から始まる八例中、七例が全國的、通則的規定であることを述べた。それでは殘る一例（錄文125Ⓒ）はどうであろうか。この全十行からなる長い條文の初めの部分、「諸浮橋脚船……代換」までが通則的規定であり、その後河陽橋・大陽橋・蒲津橋、その他の橋についての地方的規定が入り、「若用不足……闕事。」まで再び通則的規定が來る。すなわち本條は、甲種規定中に乙種規定が包含されている例と考えてよいであろう。本條のような形式は、甲乙兩種規定が完全に分離した他の條文と比べた場合、比較的古い書式に屬するのではないかと思われる。

さて、それでは、乙種規定中のある條文は、關連する甲種規定の直後に必ず位置すると言えるであろうか。先行研究に明らかなように、この原則は守られていない。一例をあげる。乙種規定（錄文52㋐）は、沙州において、澆田時、縣官による檢校と、前官に官馬を貸し與える規定であって、直前にある甲種規定Ⓓ（錄文50）とは無關係である。むしろ甲種規定Ⓑ（錄文8）と密接な係わりがある。なぜこのように乙種規定の位置に狂いが生じたのであろうか。筆者は、式の度重なる刪定にその原因があるのではないかと推測する。すなわち、本來、乙種規定は、關連する甲種規定の直後に來ることが必要であるが、乙種規定の增大化と、刪定時の條文の改廢により、その挿入位置に狂いが生じてき、關連する甲種規定と比較的近い位置にあることで容認されるようになったので

はあるまいか。すなわち一見無原則に見える水部式の條文の並び方は、ある原則が、若干くずれつつある狀況を示していると考えるべきではないだろうか。

本節の初めに提起した問題に戻るならば、筆者は、佐藤氏の㈡の㋑と近い認識から出發したが、氏とは異なる結論に至った。㈡の㋺は、甲種規定のすべてと、乙種規定の八割が頂格から始まっている事實によって、成立し難いであろう。佐藤氏は、㈡の㋑と㋺とから、殘簡を書き寫した者が、任意に式の條文を抽出したと考えられたが、むしろ底本の水部式をそのまま忠實に轉寫したものと思われる。諸規定の順序が規則的でないとすれば、それは一寫本に限られる問題ではなく、底本の問題、すなわち立法時にさかのぼることがらであろう。(35)

最後にこの水部式殘簡は、どこで書寫あるいは轉寫されたものであろうか。卷頭・卷尾を失っているので、直接的には明らかにすることはできないが、敦煌發見の他の官文書などの例から類推して、沙州あるいはその他の河西の州において轉寫された可能性は十分考えられる。水部式殘簡の中には、偶然にも沙州に關する規定が殘っている（錄文52㋐）。しかしそれと同時に、約三十の州名が現れる。北は勝州、南は廣州、東は登州、西は沙州に及ぶ。もし、佐藤氏の想定されるように、任意に規定を抽出したとするならば、特定の地域（たとえば沙州）以外の諸地域を對象とする規定（乙種規定）まで、書き寫す必要性が、はたしてあったであろうか。實際はむしろその逆で、內容の省略が許されない法典の常として、水部式（それ以外の篇目も當然あったと思われるが）全體を、底本そのままに書き寫したために、廣大な地域にかかわる唐式の寫本が、敦煌の地に殘ったと考えられるのである。

三　水部式の年代

すでにまえがきにおいて略述したように、本殘簡は、羅振玉氏によって、唐水部式に論定された。その論據は、本殘簡にふくまれる條文（錄文12㋺）と『白氏六帖事類集』卷二三所引の水部式とが一致したことである。ただ羅氏は、唐式が

永徽・垂拱・神龍・開元に修正されたことを指摘されたものの、「此卷不知屬何時矣」[36]（この殘簡がいつのものかはわからない）と記して、本殘簡が唐のどの時期の式であるのか明らかにされなかった。

そののち、仁井田陞・牧野巽兩氏は、論文「故唐律疏議製作年代考」のなかで、本殘簡に現れる京兆府・河南府・京兆少尹の言葉から、それらの使用された時期（開元元年十二月～開元末年）を導き、また中書門下（中書省・門下省）という名稱から開元五年以後と上限を定め、開元五年から同末年までに刪定された唐式であると論じられた。すなわち、開元七年式、あるいは開元二十五年式という結論である。[37]

この問題に關する仁井田氏の新見解は、學會報告「敦煌發見唐水部式の研究」のなかで紹介されている。その報告要旨によれば、莫州の名稱を手掛りとして、開元十三年以後同末年までの唐式、すなわち開元二十五年頒行の水部式であると論定された。[38] 仁井田氏のこの結論は、同名の論文として『服部先生古稀祝賀記念論文集』に發表され、[39] そののち、同論文の第一節・第六節に手を加え、仁井田氏の論文集『中國法制史研究』Ⅳに再錄された。

いま最終論文「敦煌發見唐水部式の研究」によって、殘簡所收の水部式の年代（刪定年次）決定の過程について調べてみよう。仁井田氏は、以下の六種類の名稱から、それらが同時に矛盾することなく存在しうる期間を求められた。

1　河清縣（舊其大縣、避諱改名）……先天元年（七一二）～
2　京兆府・河南府・京兆尹（少尹）……開元元年（七一三）～
3　約三十の州名……天寶元年（七四二）～至德二載（七五八）を除く。
4　河西縣……～乾元三年（七六〇）
5　中書・門下……開元五年（七一七）～
6　莫州……開元十三年（七二五）～

すなわち3から下限は開元二十九年（七四一）となり、6から上限は開元十三年（七二五）となる。この間に刪定された

唐式は開元二十五年式のみであるから、本水部式殘簡は開元二十五年式となる。仁井田氏のこの方法と結論とは、多くの研究者の認めるところとなって、今日通説としての取り扱いを受けている。

ところが、一九八一年に布目潮渢・大野仁兩氏によって「唐開元末府州縣圖作製の試み――敦煌所出天寶初年書寫地志殘卷を中心に――」が發表され、河北道鄭州に關する諸資料の中から、『資治通鑑』卷一五、天寶元年春正月條胡三省注（後述）および天寶四載頃の「大唐故人諸葛府君夫人韓氏墓誌」に現れる「漠州長史」の語を主な論據として、鄭州は、開元十三年から天寶四載頃まで漠州と書かれていたことは確實であると論じられた。(40) さらに補注において、仁井田氏の水部式殘簡に關する年代考證に再考の餘地があるとも記されたのである。(41)

仁井田氏が、水部式殘簡の刪定年次の上限を決定された論據は、前述したように、莫州という名稱ただ一つである。もし布目・大野兩氏の說が正しければ、仁井田氏の考證は誤りとなり、開元二十五年水部式說は覆り、さらにこの通說にもとづいて主張されている樣々な學說にも大きな影響を及ぼすこととなる。布目・大野兩氏の問題提起をうけ、早速關連資料を再檢討してみたい。

仁井田氏は、先に述べた最終論文において、開元十三年に鄭州から莫州への改名があったことを、『舊唐書』地理志・『新唐書』地理志・『太平寰宇記』の三資料によって述べられた。(42) いま議論に必要な部分のみを摘記する。

莫州上　本瀛州之鄚縣。景雲二年、於縣置鄚州、(七四) 割瀛州之鄚・任丘・文安・清苑、幽州之歸義等五縣屬之。……開元十三年、以鄚字類鄭字、改爲莫。天寶元年、改爲文安郡。乾元元年、復爲莫州。(七五) ……

（『舊唐書』卷三九地理志）(43)

〔七四〕　鄚州　各本原作「莫州」、據本卷下文及寰宇記卷六六改。

〔七五〕　天寶元年改爲文安郡、乾元元年復爲莫州、「改爲文安郡、乾元元年」各本原無、據寰宇記卷六六改。

（莫州、上。もと瀛州の鄚縣。景雲二年、縣に鄚州を置き、瀛州の鄚・任丘・文安・清苑、幽州の歸義等五縣を割きて之に屬せし

む。……開元十三年、鄭字の鄭字に類せるを以て、改めて莫と爲す。天寶元年改めて文安郡と爲す。乾元元年、復して莫州と爲す。……)

莫州文安郡、上。本鄚州、景雲二年、以瀛州之鄚・任丘・文安・清苑・唐興、幽州之歸義置。開元十三年以鄚鄭文相類、更名。……(44)

(『新唐書』卷三九地理志)

莫州……唐景雲二年、於縣置鄚州、割瀛州之鄚・任邱・文安・清苑、幽州之歸義等五縣屬焉。……開元十三年、以鄚字類鄭字、改爲莫。天寶元年改爲文安郡。乾元元年、復爲莫州。……(45)

(樂史『太平寰宇記』卷六六)

これら三種の資料と、基本的に同じ立場に立つ資料につぎの二種がある。

莫州……大唐景雲二年、分瀛州置鄚州。開元十三年、改鄚爲莫。其後或爲文安郡。……

(杜佑『通典』卷一七八、州郡八)(46)

莫州、景雲二年六月十四日、分瀛州置鄚州。開元十三年十二月初二日、以鄚鄭文相似、始單用莫字。

(王溥『唐會要』卷七一、州縣改置下)(47)

これら五種の資料によれば、鄚州は景雲二年に瀛州から析置され、開元十三年、鄚州と鄭州の文字が類似していることを理由として莫州へと改められ、さらに天寶元年に文安郡と稱し、乾元元年に再び莫州に戻ったことになる。いま地名變遷に關するこのような解釋をA説と名附ける。仁井田氏の學説は、A説を根據とするものであり、トゥィチェット氏、佐藤氏らも同樣である。(48)

つぎにこれらとは異なる見解を示す二資料を揭げる。

唐興軍在莫州城內、兵六千人。……景雲元年、以嬴州鄚縣置鄚州。開元十三年、以鄚字類鄭字、改爲漠州、尋又改莫州。……

(『資治通鑑』卷二一五、天寶元年春正月條、胡三省注)(49)

(唐興軍は莫州城內に在り、兵六千人。……景雲元年、(二?)嬴(瀛)州鄚縣を以て鄚州を置く。開元十三年、鄚字の鄭字に類せるを以て、改め

て漢州と爲し、尋いでまた莫州に改む。……）

莫州城（……唐景雲二年、分置鄚州於此。……開元十三年、改爲漢州。旋又爲莫州。……天寶初、曰文安郡。乾元初、復爲莫州。……）（顧祖禹『讀史方輿紀要』卷一三、任邱縣條）[50]

（莫州城……唐の景雲二年、鄚州を此に分置す。……開元十三年、改めて漢州と爲し、旋いでまた莫州と爲す。……天寶初め、文安郡と曰う。乾元初め、復して莫州と爲す。……）

この二資料では、開元十三年に、鄚州から漢州へと改名され、その後早い段階で莫州へと改められたと考えている。いまこれをB説と名附ける。B説は、布目・大野兩氏の立脚するところである。[51] ただ鄚州の名稱に關する胡注の特異性については、岑仲勉氏も早くから注目され、胡注を『舊唐書』地理志、『通典』卷一七八、『唐會要』卷七一と比較された上で、「未審胡氏何據」（胡氏が何に據ったのか明らかでない）と述べられている。[52]

それではA・B兩説のいずれを是とすべきであろうか。その判斷の一方法として筆者は『資治通鑑』の用字法を、開元十三年から天寶元年にかけて調べてみた。

イ　開元十四年四月辛丑條[53]「莫……五州」（本文）、「莫州置唐興軍」（注）

ロ　開元二十年條　「鄚十六州」（本文）、「鄚、音莫」（注）

ハ　天寶元年春正月條「漢……九州」（本文）（注は前掲のため省略）[54]

イロハの用例中、本文の三例は、四部叢刊所收の宋版『資治通鑑』でも同樣に作っている。事例ロは、鄚州が景雲二年から開元十三年までの名稱であることから、開元二十年にこの文字を用いるのは適當でない。事例イによれば、開元十四年當時は莫州と稱し、またハによれば、天寶元年、文安郡と改稱（天寶元年二月丙申（二十日））される直前には漢州と稱していたと思われる。すなわち天寶元年に文安郡と改められる前が漢州であり、さらにその前に莫州の時期があったこととなる。これは、既存のA・B兩説のいずれとも矛盾する。そこで改めてC説をたてる必要が生じてくる（表4參照）。[55]

表4　鄭州の名稱の變遷

分類	州名の改正とその時期	資料	學説
A説	鄭州（開元13年）→莫州（天寶元年）→文安郡（乾元元年）→莫州	舊唐書地理志，新唐書地理志，通典，唐會要，太平寰宇記	仁井田，トゥィチエット，佐藤Ⅰ，佐藤Ⅱ
B説	鄭州（開元13年）→漢州（開元中）→莫州（天寶元年）→文安郡（乾元元年）→莫州	資治通鑑胡注，讀史方輿紀要	布目・大野
C説	鄭州（開元13年）→莫州（開元末年）→漢州（天寶元年）→文安郡（乾元元年）→莫州	A説の諸資料，資治通鑑	私見

なお李吉甫『元和郡縣圖志』の莫州條は散佚している。

C説では、開元十三年、鄭字が鄭字と紛らわしいことを理由として、鄭州から莫州へと改名したというところまではA説と共通する。(56) それゆえ「莫（州）」の現れる水部式殘簡の刪定年代は、開元十三年を上限とすることになり、開元二十五年式説となる點では、仁井田説と同じ結論である。ただC説においては、莫州から漢州への變更をいつと考えるかが一つの問題點となる。すでに見たように開元十四年には莫州と稱されていた（『資治通鑑』イ）。そして、佛敎遺跡として著名な河北房山にある金仙公主塔の「山頂石浮圖後記」（「金仙公主塔題刻」とも稱す）によれば、開元二十八年（七四〇）當時も、ひきつづき莫州の名稱が用いられていた。(57) このことから考えれば、莫州から漢州への變更は、開元二十八年から天寶元年の間のことであり、漢州の期間は極めて短かったと考えられる。それゆえ、A説の多くの資料のように、漢州の存在が無視されているのであろう。(58)

上述してきたところから明らかなように、莫州は、水部式の年代決定上重要な論據ではあるが、資料の性格上微妙な問題もある。そこで、他に開元二十五年水部式説を補強する資料がないかどうかを検討してみたい。

水部式殘簡の中には次の一文がある。

其れ尙食・典膳・祠祭（祭祀）・中書門下の須（もち）うるところの魚は、並（みな）都水

採供せよ。諸陵には、おのおの管するところの縣供せ。餘の魚を給すべき處、及び冬藏には、度支毎年錢二百貫を支し、都水監に送り、量りて時價に依りて直を給せ。（錄文97～100）

この部分は、『唐六典』巻二三に對應記事がある。

毎日供尚食魚、及中書門下官應給者、若大祭祀則供其乾魚・魚醢、以充籩豆之實。凡諸司應給魚及冬藏者、毎歲支錢二十萬、送都水、命河渠、以時價市供之。

これら二つの資料に現れる「中書門下」については、仁井田・トゥィチェット・佐藤氏のいずれもが中書・門下二省の意味に理解されてきた。[59] たしかに二省と理解することは、不自然ではない。それでは三省の一つ、尚書省の官人達はどのように處遇されるのだろうか。

清木場東氏は、論文「唐律令制時代の常食料制について」の中で、都水監の河渠署管下に二百五十人もの漁師がいることと、前掲『唐六典』の記事とから、尚書・中書・門下に供された魚は、漁師の漁獲によるものであり、二百貫の和市財源で購入された魚が諸司用であったらしいと述べられている。[60]

筆者が若干疑問に感じることは、水部式殘簡・『唐六典』ともに「中書門下」と作っている言葉を、尚書・中書・門下三省と擴大して理解できるか否かという點である。清木場氏の研究によれば、常食料規定では、魚は貴重品であって、親王（および諸王）に日ごとに三十匹が給されるのみで、官人に對しては、たとえ三品以上であっても、規定上魚の支給はない。[61] 前掲水部式においても、都水監が直接魚を採供するのは、皇帝の食事を司る殿中省尚食局、皇太子の食事を司る左春坊典膳局、祭祀（『六典』では大祭祀）の場合、および「中書門下」のみである。そうであるならば、ここに言う「中書門下」は、中書・門下二省の官人ではなく、極めて高位の官人、すなわち宰相達を意味するのではないだろうか。

周知のごとく唐の宰相會議は、初め門下省の政事堂で行われ、永淳二年（六八三）に、中書令裴炎の議によって中書省に移され、開元十一年（七二三）には張說の奏によって政事堂は「中書門下」と呼ばれるようになった。[62] すなわち中書門下の

語は行政の中樞を擔う宰相達を意味するのである。先の水部式の規定は、皇帝・皇太子（親王以下皇親をふくむ）、大祭祀・宰相らに對しては、都水監の河渠署が毎日魚を供給すると讀みうるであろう。もちろん、常食料規定にはなくとも、これら以外の官人にも、魚が支給されたことは言うまでもないが、毎日のこととは言えまい。

「中書門下」の語を以上のように理解することが許されたとすれば、張說の奏が開元十一年のことであるから、この語をふくむ本水部式は、開元十一年から同末年までになった唐式、すなわち開元二十五年式となる。要するに、水部式殘簡の法典としての年代は、開元二十五年度のものとする仁井田說を支持する。

むすび

以上述べてきたところから明らかなように、本殘簡の基本的性格に關する佐藤武敏氏の新說、また水部式の刪定年次に關する布目潮渢・大野仁兩氏の新說、そのいずれに對しても筆者は否定的であり、これまでの通說（開元二十五年水部式說）を支持するものである。(63)

ただし、兩者の問題提起については大いに學ぶべきものがあり、新說・通說それぞれの論據を再檢討する過程で、從來必ずしも明確でなかった二、三のことがらを、ある程度明らかにしえたように思う。筆者の作業結果を簡單に記せば以下のようになろう。

㈠　開元式三十三篇目は、尙書省列曹二十四、祕書省一、太常・光祿・太僕・司農・太府寺の五、少府監一、監門衞一、諸衞一からなる。これに計帳式一篇が加わり、計三十四篇となる。

㈡　開元式の例から考えると、式の篇目は、すべての中央官衙の名稱を冠したものではなく、いくつかの官衙に關する式が、ある特定の官衙名を冠して呼ばれたと考えられる。

㈢　水部式の條文は、甲・乙二種に大別される。甲種規定は、全國的・通則的內容をもち、「諸」字をもって頂格から

始まり、乙種規定は、地方的・特殊的で、固有名詞（河渠・堰・關津・橋梁・中央官衙・府州縣鎮名）をもって頂格から始まるものがほとんどである。殘簡中、甲種規定は八條（「凡」字から始まる一條を加えれば九條）、乙種規定は二十六條（その他不完條一條を加えれば二十七條、ただし不完條には甲種規定の可能性もある）である。

㈣ 條文の配列は、甲種規定のあとに、關連する乙種規定が並ぶことが原則であるが、たび重なる式の刪定にもとづく條文の改廢によって、その配列に狂いが生じている。

㈤ 莫州の名稱の變遷については、先行諸說（A說・B說）と異なる理解（C說）をもつが、結論としては、開元二十五年式說に贊成する。

㈥ 殘簡中に現れる「中書門下」の語を宰相達と理解することによって、開元二十五年式說を補強しうると考える。

㈦ 第二次利用の際に、水部式紙背に書寫された陀羅尼は『大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴呪』である。書寫の際、筆誤によって、陀羅尼の第二紙の末端を三行切斷したため、表面の水部式を二行（錄文103～104）缺失したと思われる。(64)

これら、水部式殘簡の書式上の特色をふまえて、今後各條文の內容研究が一層深められてゆくことに期待したい。

註

本稿では、紙幅の都合上、原資料の書き下しあるいは現代語譯は、最小限に止めざるをえなかった。同趣旨の內容で典據が異なる場合、參考のため原文のみを揭げた。

(1) 池田溫「敦煌遺文」（『書の日本史』第一卷、平凡社、一九七五）參照。

(2) 拙稿「日本における唐律研究——文獻學的研究を中心として——」（『法律論叢』明治大學、五四—四、一九八二）參照。

(3) このほか、公刊されたものではないが、大谷勝眞氏の錄文「唐代河渠水運ニ關スル書」（水部式の摘錄）を收めたノートが龍谷大學に藏されている。

(4) 水部式に關連する研究は、現在かなりの量に達することと思われるが、今その一部を列擧する。濱口重國「唐に於ける兩稅法以前の徭役勞働」（『東洋學報』二〇—四、二一—一、

一九三三、のち同『秦漢隋唐史の研究』上卷、東京大學出版會、一九六六に再錄)。西村元佑「唐代敦煌差科簿の研究——大谷探檢隊將來、敦煌・吐魯番古文書を參考資料として——」(西域文化研究會編『敦煌・吐魯番社會經濟資料』下〈西域文化研究Ⅲ〉京都法藏館、一九六〇、のち「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度」と改題して、西村『中國經濟史研究——均田制度篇——』東洋史研究會、一九六八に再錄)。Twitchett, D. C., "Some Remarks on Irrigation under the T'ang," *T'oung pao* Vol. 48, 1~3, 1961. 吉田孝「日唐律令における雜徭の比較」(『歷史學研究』二六四、一九六二)。日野開三郎『唐代租調庸の研究』(Ⅱ課輸篇上)(私家版、一九七五)。武藤ふみ子「唐代敦煌の農田水利規定について」(『駿臺史學』三九、一九七六)。佐藤武敏「敦煌の水利」(池田溫編『敦煌の社會』〈講座敦煌3〉大東出版社、一九八〇)など。

(5) 佐藤武敏「敦煌發見のいわゆる唐水部式殘卷について」(『東洋研究』大東文化大學、七三、一九八五)。

(6) 廣池千九郎訓點、內田智雄補訂『大唐六典』(廣池學園事業部、一九七三)による。

(7) 王應麟『合璧本玉海』(中文出版社、一九七七)第三册。

(8) 『舊唐書』卷五〇刑法志(中華書局、一九七五)第六册二一三八頁。貞觀式に關する記事のように讀みうるが、實際は開元式の說明である。

(9) 淺井虎夫『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』(京都法學會、一九一一、再版、汲古書院、一九七七)一九一頁、仁井田陞、前揭「研究」三三二頁參照。

(10) 內田智雄編『譯注續中國歷代刑法志』(創文社、一九七〇)一五〇頁および、一五一頁の注⑨參照。

(11) 『新唐書』卷五六刑法志(中華書局、一九七五)第五册一四一〇頁。

(12) 內容上、唐諸衞式遺文と思われる二、三の例を揭げる。「唐式云、諸府衞士、人別弓一張、征箭卅隻」(『箋注倭名類聚抄』卷五)、「唐式云、諸府衞士弦袋」(同卷五)、「唐式云、諸府衞士、人別行纏一具」(同卷六)、「依式、三衞去京二千里外、六十日上、嶺南爲季上」(『故唐律疏議』卷七衞禁第十八條)。なお淺井虎夫氏は『支那法制史』(博文館、一九〇四)では、唐式の篇目の一つを「諸衞」に作るが、その後の前揭『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』では「宿衞」とする。

(13) 王溥『唐會要』卷三九(世界書局、一九七四)には「至垂拱元年三月二十六日、刪改格式、加計帳及勾帳式、通舊式成二十卷。」(中册七〇二頁)とある。

(14) 仁井田陞、前揭「研究」三三二頁、滋賀秀三「漢唐閒の法典についての二三の考證」(『東方學』一七、一九五八)一〇頁、內田智雄編、前揭『譯注續中國歷代刑法志』一五〇頁、二五九頁參照。

(15) 狩谷棭齋『箋注倭名類聚抄』(曙社、一九三〇)上册四二一頁。

(16) 同前、下册六〇七頁。

(17) 滋賀秀三、前揭「漢唐閒の法典についての二三の考證」三

九頁參照。なお滋賀氏は、資料上確實な根據がないことを證明して、武德式・貞觀式の存在を否定された。

(18) 嚴密に言えば、篇目數は、卷數と正比例するわけではないので、これは推測である。なお篇目の推定にあたっては、唐の前後の王朝や日本の式の篇目を參照すべきであるが、隋式の篇目は知られず、日本の三代式や宋の多くの式は、それぞれ唐式とは異なる原則をとるように見える。おそらく、唐式の模倣と言えるのは、五代後梁開平四年（九一〇）の梁式二〇卷までで、北宋中頃までは唐式の影響が及んだと考えられよう。

(19) 仁井田陞、前掲「研究」三三七頁以下。また陶希聖氏は、前掲「唐代管理水流的法令」の中で、若干異なる分類を行う。

(20) 各紙の行數を記せば以下のようになる。第一紙（前闕、一四行存）、第二～第五紙（每紙二二行）、第六紙（前闕おそらく二行、二〇行存）、第七紙（二二行）。なお *Legal Texts* A逆頁四〇頁の錄文で、第一紙の右端を紙縫としたのは誤りにつき訂正する。本稿錄文參照。

(21) ただし原卷を見ても、官印や紙縫上の署名は見い出せない。

(22) 前掲『舊唐書』刑法志、第六册二一五〇頁參照。

(23) 顏元孫『干祿字書』（官版、一八一七）參照。また關連研究として大友信一・西原一幸「「唐代字樣」二種の研究と索引」（櫻楓社、一九八四）參照。

(24) 唐代書寫の佛典は每行十七字の例が目立つ。敦煌本の中では五世紀に十七字の例が見られる。佛典・經書の古鈔本については、文化廳監修『重要文化財』一九、二一（每日新聞社、一九七六、一九七七）、大阪市立美術館編『唐鈔本』（同朋舍、一九八一）などを參照。

(25) 筆者は、法典の書式とその變遷について前々から興味をもち調べてきた。律・律疏については、かつて法制史學會において私見を述べたことがある。拙稿「西域發見唐律斷簡と『律疏』の書寫形式について」（報告要旨）（『法制史研究』二八、一九七九）。

(26) 仁井田陞、前掲「研究」三三三頁。那波利貞、前掲「唐代の農田水利に關する規定に就きて」㈠三四頁。Twitchett, "The Fragment," *op. cit.*, p. 35. 佐藤武敏、前掲「敦煌發見唐水部式殘卷譯注」では明示されてはいないが全三十四段に分け、前掲「敦煌發見のいわゆる唐水部式殘卷について」では三十二條とする。池田溫・岡野誠「敦煌・吐魯番發見唐代法制文獻」（『法制史研究』二七、一九七八）二〇一頁參照。

(27) 『律』の略寫本の中には、條文文頭の「諸」字をすべて省略する例もあるが、これは官寫本の書式とは言いがたい（*Legal Texts*, Ⅵ擅興律斷片）。『令』の場合條文によっては、立法時から「諸」字を缺くものがある（*Legal Texts*, Ⅻ公式令殘卷）。

(28) 格の書式については、Twitchett, D. C., "A Note on the Tunhuang Fragments of the T'ang Regulations (*ko*)," *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 30—2, 1967. 參照。

(29) 仁井田陞・牧野巽「故唐律疏議製作年代考」(『東方學報』東京一、二、一九三一、のち律令研究會編『譯註日本律令』一〔首卷〕東京堂出版、一九七八に再錄)上一四四頁。

(30) 全九條が『宋刑統』の中のどの條文の下にあるかを注記する。戶部式(雜律第四十二條)、禮部式(戶婚律第五條)、軍部式(雜律第六十條)、刑部式(名例律第三十一條、斷獄律第一條、第五條、第十八條)、主客式(戶婚律第十三條、賊盜律第十九條)。

(31) なお日本の三代式は、「凡」字から始まる。

(32) 以下において「頂格」とは、條文文頭が、その行の最上から書き起こされることを意味し、それ以外、行の途中から書かれる場合を適當な言葉がないままに「中段」と記す。

(33) *Legal Texts* A では「北太倉」としたが、愛宕元氏の論文「唐代東渭橋と東渭橋倉」(『人文』京都大學、三一、一九八六)一六頁以下により、「北・太倉」と讀む。

(34) 水部式殘簡中の諸規程が二種に大別されることは、すでにトウィチェット氏が指摘されている。氏によれば、三十四條中五條が通則的規定で一般的な政策を敷衍するものであり、その他は特殊地方的諸問題を扱っているという("The Fragment," *op. cit.*, p. 35.)。本稿は書式論の角度から、トウィチェット氏の右の考えを押し進めたものである。

(35) 式の役割と刪定の手順を考える時、「旨符」と式の書式に類似性があることに氣附く。この問題については今後の研究課題とする。大津透「唐律令國家の豫算について——儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符試釋——」(『史學雜誌』九五—一二、一九八六)參照。

(36) 羅振玉「水部式跋」(前掲『鳴沙石室佚書』影印本)。

(37) 仁井田陞・牧野巽、前掲「故唐律疏議製作年代考」下一五八頁以下。

(38) 仁井田「敦煌發見唐水部式の研究」〔報告要旨〕(『史學雜誌』四五—七、一九三四)八九頁。

(39) 仁井田「敦煌發見唐水部式の研究」(『服部先生古稀祝賀記念論文集』富山房、一九三六)。

(40) 布目潮渢・大野仁「唐開元末府州縣圖作製の試み——敦煌所出天寶初年書寫地志殘卷を中心に——附 唐(開元末)府州縣圖」(布目編『唐・宋時代の行政・經濟地圖の作製 研究成果報告書』一九八一)六一頁注(27)。

(41) 布目・大野、同前、六四頁(補註3)。

(42) 仁井田陞、前掲「研究」三三六頁以下。

(43) 前掲『舊唐書』卷三九地理志、第五冊一五一四頁以下、注は一五六三頁以下。

(44) 前掲『新唐書』卷三九地理志、第四冊一〇二一頁。

(45) 樂史『太平寰宇記』卷六六(文海出版社、一九六三)第一冊五一一頁。

(46) 杜佑『通典』卷一七八(『北宋版通典』汲古書院、一九八一)第七卷六一三頁。

(47) 王溥、前掲『唐會要』卷七一、下一二六一頁。

(48) Twitchett, D. C., "The Fragment," *op. cit.*, p. 50 n. 59. 佐藤武敏、前掲「敦煌發見唐水部式殘卷譯注」五四頁註(34)、同、前掲「敦煌發見のいわゆる唐水部式殘卷につい

て」二六頁注(31)参照。

(49) 司馬光『資治通鑑』巻二一五天寶元年條胡三省注（中華書局、一九七一）第三冊六八四九頁。

(50) 顧祖禹『讀史方輿紀要』巻一三（樂天出版社、一九七三）第一冊五七六頁。

(51) 布目・大野説を、B説に分類したが、嚴密に言えば、矛盾がある。B説の兩資料ともに、開元十三年に鄭州から漠州への改名が行われたあと、比較的早い段階で莫州に變更されたと讀みうるが、布目・大野説は莫州の期間に言及することなく開元末年にいたっても、漠州であったという。さらに漠州の下限を天寶四載頃とすることも納得しがたい。その論據である「大唐故人諸葛府君夫人韓氏墓誌」（端方『匋齋藏石記』巻二四）を見ると、墓主の故夫である諸葛明悊（哲）の祖君尚がかつて漠州長史であったと記されており、これを墓主の死亡時（天寶四載）の表記とのみ考える必要はない。まして、天寶元年二月に、莫州（あるいは漠州）は文安郡と改稱されたのであるから、天寶四載に漠州と稱することはない。

(52) 岑仲勉『通鑑隋唐紀比事質疑』（中華書局、一九七七）二二一頁。

(53) 岑、同前、一八三頁によれば、五月二十四日（辛丑）の誤りとする。

(54) 司馬光、前掲『資治通鑑』、イ 第三冊六七七二頁、ロ 第三冊六七九九頁、ハ 第三冊六八四九頁。

(55) 實はC説に據った場合にのみ、開元末年に漠州と稱したこととなり、布目・大野兩氏の本來の意圖に合致する。

(56) 明の張自烈の『正字通』（酉集下、鄭字條）に據れば、文字を改めたのは集賢學士衛包という。ただしその説の根據は明らかでない。

(57) 「山頂石浮圖後記」の奥書に「開元廿八年庚辰歳朱明八日、前莫州。吏部常選王守泰記山頂石浮屠後。」とある。中國佛教協會編『房山雲居寺石經』（文物出版社、一九七八）四、一五、一六頁。

(58) 宋版『唐六典』巻三尚書戸部では、「莫（州）」の表記が二例（本文と注）見られる。開元十三年の改名の詔敕に從っていると考えられる。なお後代の地理書の一例として『大清一統志』巻二二を見ると、これは前掲A説を踏襲している。

(59) 仁井田、前掲「研究」三三六頁、Twitchett, D. C., "The Fragment," *op. cit.*, p. 60. 佐藤武敏、前掲「敦煌發見唐水部式殘卷譯註」五〇頁、同、前掲「敦煌發見のいわゆる唐水部式殘卷について」八頁參照。さらに前掲『新唐書』巻四八百官志、第四冊一二七七都水監河渠署條でも「日供尚食及給中書・門下」、と讀み、中書・門下二省の意にとる。

(60) 清木場東「唐律令制時代の常食料制について」（唐代史研究會編『律令制——中國朝鮮の法と國家——』汲古書院、一九八六）三一八頁。

(61) 清木場、同前、三〇九頁以下參照。

(62) 池田溫「律令官制の形成」（『岩波講座世界歴史』五〔古代五〕岩波書店、一九七〇）三一三頁以下、周道濟『漢唐宰相制度』（大化書局、一九七八）三二一頁以下參照。

(63) 佐藤氏、布目・大野兩氏、それぞれの論文につき、その一

部分を否定したのであって全體を否定したのではない。佐藤氏の問題提起は誠に重要なものであり、その譯注も今後の内容研究に有用である。また布目・大野兩氏の論文については、その注と補注とについて異見を述べたのであって、兩氏の論文全體の趣旨にはほとんど影響がない。誤解なきよう注記する。

(64) 紙幅を壓縮するため、第三節のあとの「四　水部式紙背の利用」を全文削除し、ここではその結論のみを記した。この部分の草稿は、增補して「唐水部式紙背の陀羅尼について」(『明治大學社會科學研究所紀要』二六―二) として發表の豫定。

附

水部式殘簡錄文

本錄文は *Legal Texts A* 所收錄文(池田溫氏原作)をもとに、その誤植を正し、甲・乙兩種規定の區分を示す符號を加えたものである。若干の句讀點については、王永興氏らから改善意見が提出されている。これらは内容理解とも深くかかわるので、別稿で取り扱うこととし、本稿では一切改めていない。

(前　闕)

1 ㋑涇渭白渠及諸大渠、用水漑灌之處、皆安斗門。並須累石及安木傍壁、仰使牢固、不得當渠造堰。Ⓐ諸漑灌大渠、有水下地高者、不得當渠(造脫歟)・堰。聽於上流勢高之處、爲斗門引取。其斗門、皆須州縣官司檢行安置、不得私造。其傍支渠有地高水下、須臨時塹堰漑灌者聽之。Ⓐ′凡澆田、皆仰預知頃畝、依次

(切斷)

第一紙

毎條首、今加○。

甲種規定　Ⓐ～Ⓗ・Ⓐ′
乙種規定　㋑～㋔

取用、水遍卽令閉塞、務使均普、不得偏倂。

Ⓑ諸渠長及斗門長、至澆田之時、專知節水多少。其州縣每年各差一官檢校。長官及都水官司、時加巡察。若用水得所、田疇豐殖、及用水不平、幷虛弃水利者、年終錄爲功過附考。

㊐京兆府高陵縣界清・白二渠交口、着斗門堰清水。恆准水爲五分、三分入中白渠、二分入清渠。若水兩(畫)過多、卽與上下用水處相知、開放還入清水。二月一日以

……（紙縫）

前、八月卅日以後、亦任開放。㊇涇・渭二水大白渠、每年京兆少尹一人檢校。其二水口大斗門、至澆田之時、須有開下、放水多少、委當界縣官、共專當官司相知、量事開閉。

㊁涇水南白渠・中白渠・南渠水口初分、欲入中白渠・偶南渠處、各着斗門堰。南白渠水一尺以上二尺以下、入中白渠及偶南渠。若水兩(畫)過多、放還本渠。其南・北白渠、雨水汎漲、舊有洩水處、令水次州縣相知檢校疏決、勿使損田。

㊀龍首・涇堰・五門・六門・昇原等堰、令隨近縣官專

『唐六典』（卷二三）「每渠及斗門、置長各一人。（注略）至溉田時、乃令節其水之多少、均其灌溉焉。每歲府縣、差官一人、以督察之。歲終錄其功、以爲考課。」

『白氏六帖事類集』（卷二三水田條）「水部式、京兆府高陵界清・白二渠交口、置斗門堰清水。恆准爲五分、三分入中白渠、二分入清渠。若雨水邊(過)多、卽上下用水處相開放還入清水。三月一日已前八月二十日已後任開放之。」

第二紙

25 知檢校、仍堰別、各於州縣差中男廿人・匠十二人、分
番看守、開閉節水。所有損壞、隨卽修理。如破多
人少、任縣申州、差夫相助。
㋩藍田新開渠、每斗門置長一人。有水槽處置二人。
恆令巡行。若渠堰破壞、卽用隨近人修理。公私材
30 木、並聽運下。百姓須溉田處、令造斗門節用、勿
令廢運。其藍田以東、先有水磑者、仰磑主作節
水斗門、使通水過。
㋭合壁(璧)宮舊渠、深處量置斗門、節水使得平滿、
聽百姓以次取用。仍量置渠長・斗門長檢校。若
35 溉灌周遍、令依舊流、不得因玆弃水。
㋬河西諸州用水溉田、其州縣府鎭官人公廨田及職
……（紙縫）
田、計營頃畝、共百姓均出人功、同修渠堰。若田多水　第三紙
少、亦准百姓量減少營。
㋮揚州揚子津斗門二所、宜於所管三府兵及輕疾內、
40 量差分番守當、隨須開閉。若有毀壞、便令兩處
併功修理。㋯從中橋以下洛水內及城外在側、不得造
浮磑及捺(捺)堰。

㋹洛水中橋・天津橋等、每令橋南北捉街衞士灑掃。
所有穿穴、隨卽陪塡。仍令巡街郎將等檢校、勿
45 使非理破損。若水漲、令縣家檢校。
Ⓒ諸水碾磑、若擁水質泥塞渠、不自疎導致令水
溢渠壞、於公私有妨者、碾磑卽令毀破。
㋾同州河西縣灌(濊)水、正月一日以後七月卅日以前、聽百姓
用水。仍令分水入通靈陂。
50 Ⓓ諸州運船、向北・太倉、從子苑內過者、若經宿、船別
留一兩人看守、餘並鬬出。
㋿沙州用水澆田、令縣官檢校。仍置前官四人、三月以
後九月以前行水時、前官各借官馬一疋。
㋷會寧開有船伍拾隻。宜令所管、差強了官檢校
55 着兵防守、勿令北岸停泊。自餘緣河堪渡處、亦
委所在州軍、嚴加捉搦。
㋸滄・瀛・貝・莫・登・萊・海・泗・魏・德等十州、共差水手五千
四百人。三千四百人海運、二千人平河。宜二年與替、不煩
……(紙縫)
更給勳賜、仍折免將役年及正役年課役。兼准
60 屯丁例、每夫一年各帖一丁。其丁取免雜徭人家道

第四紙

稍殷有者、人出二千五百文資助。

㋟勝州轉運水手一百廿人。均出晉・絳兩州、取勳官充。不足兼取白丁。並二年與替。其勳官每年賜勳一轉、賜絹三疋、布三端、以當州應入京錢物充。其白丁充者、應免課役及資助、並准海運水手例。不願代者聽之。

㋡河陽橋置水手二百五十人。陝州大陽橋置水手二百人。仍各置竹木匠十人、在水手數內。其河陽橋水手、於河陽縣取一百人。餘出河清・濟源・偃師・汜水・鞏・溫等縣。其大陽橋水手出當州。並於八等以下戶、取白丁灼然解水者。分爲四番、並免課役、不在征防・雜抽使役及簡點之限。一補以後、非身死遭憂、不得輒替。如不存檢校、致有損壞、所由官與下考。水手決卅。㋠安東都里鎮防人粮、令萊州召取當州經渡海得勳人、諳知風水者。置海師貳人・拖師肆人、隸蓬萊鎮、令候風調海晏、併運鎮粮。同京上勳官例、年滿聽選。

㋣桂・廣二府鑄錢、及嶺南諸州庸調幷和市折租等物、遞至楊(揚)州訖、令楊(揚)州差綱部領送都。應須

『唐六典』(卷七注)「河陽橋、置水手二百五十人、大陽橋水手二百人、仍各置木匠十人。」

80 運脚、於所送物內取充。

……（紙縫）

第五紙

Ⓔ諸溉灌小渠上、先有碾磑、其水以下卽弃者、每年
八月卅日以後正月一日以前、聽動用。自餘之月、仰所
管官司、於用磑斗門下着鑠封印、仍去却磑石。
先盡百姓溉灌。若天雨水足不須澆田、任聽動用。
85 其傍渠疑有偸水之磑、亦准此斷塞。
㋝都水監三津、各配守橋丁卅人。於白丁・中男內、取灼然
便水者充、分爲四番上下、仍不在簡點及雜徭之限。
五月一日以後九月半以前、不得去家十里。每水大漲、
卽追赴橋。如能接得公私材木栰等、依令分賞。
90 三津仍各配木匠八人、四番上下。若破壞多、當橋丁匠
不足、三橋通役。如又不足、仰本縣長官、量差役、事
了日停。㋟都水監漁師二百五十人。其中長上十人、隨
駕京・都。短番一百廿人、出虢州。明資一百廿人、出房
州。各爲分四番上下、（分ノ爲）每番送卅人、並取白丁及雜色
95 人五等已下戶充。並簡善採捕者爲之、免其課役
及雜徭。本司雜戶・官戶、並令教習。年滿廿、補替
漁師。其應上人、限每月卅日、文牒幷身到所由。其

雜令一一（『唐令拾遺』八四九頁）

『唐六典』（卷二三）「每日供尙食魚、及中書門下官應給者、若大祭祀則供其乾魚・魚醢、以充籩豆之實。凡諸司應給魚及冬藏者、每歲支錢二十萬、送都水、命河渠、以時價市供之。」

尙食・典膳・祠祭・中書門下所須魚、並都水採供。
諸陵、各所管縣供。餘應給魚處、及冬藏、度支
100 每年支錢二百貫、送都水監、量依時價給直。仍
隨季具破除見在、申比部勾覆。年終具錄、申所
司計會。如有廻殘、入來年支數。

……（紙縫）……

103 ㋒ （中　闕）　第六紙

105 雖非丁木限內、亦聽兼運。卽雖在運木限內、木迴？
已了、及水大有餘、漑灌須水、亦聽兼用。
㋓京兆府灞橋・河南府永濟橋、差應上勳官幷兵部
散官、季別一人、折番檢校。仍取當縣殘疾及中男、
分番守當。灞橋番別五人。永濟橋番別二人。
110 ㋔諸州貯官船之處、須魚膏供用者、量須多少、
役當處防人採取。無防人之處、通役雜職。
㋕皇城內溝渠、擁塞停水之處、及道損壞、皆令
當處諸司修理。其橋將作修造。十字街側令當
鋪衞士修理。其京城內及羅郭牆、各依地分、當坊
115 修理。㋖河陽橋每年所須竹索、令宣・常・洪三州役？丁

此行、左半見存。

『唐六典』（卷七注）「河梁（梁應作陽）橋所須竹索、

匠預造。宣・洪州各大索廿條。常州小索一千二百條。
脚以官物充、仍差綱部送、量程發遣、使及期
限。大陽・蒲津橋竹索、每三年一度、令司竹監給竹、
役津家水手造充。其舊索、每委所由檢覆、如
斟量牢好、卽且用、不得浪有毀換。其供橋雜
120
匠料、須多少、預申所司量配。先取近橋人充。若
無巧手、聽以次差配、依番追上。若須併使、亦任
津司與管匠州相知、量事折番、隨須追役。如當
年無役、准式徵課。

（紙縫）

125 Ⓖ諸浮橋脚船、皆預備半副。自餘調度、預備
一副、隨闕代換。河陽橋船、於潭?・洪二州、役丁匠造
送。大陽・蒲津橋船、於嵐・石・隰・勝・慈等州、折丁
採木浮送。橋所役匠造供。若橋所見匠不充、亦
申所司量配。自餘供橋調度并雜物、一事以上、
130
仰以當橋所換不任用物、廻易便充。若用不足、卽
預申省、與橋側州縣相知、量以官物充。每年出
入破用、錄申所司勾當。其有側近可採造者、役
水手・鎭兵・雜匠等、造貯、隨須給用。必使預爲支
令宣・常・洪三州、役工匠預支造。宣・洪二
州、各大索二十條、常州小索一千二百條。大
陽・蒲津竹索、每年令司竹監給竹、令津家水
手自造。其供橋雜匠、料須多少、預申所司。
其匠先配近橋人充。」

第七紙

『唐六典』(巻七注)「浮橋脚船、皆預備半
副、自餘調度、預備一副。河陽橋船、於潭・
洪二州造送。大陽・蒲津橋、於嵐・石・隰・
勝・慈等州、抹(玉井云、應作採)木送橋所造。」

擬、不得臨時闕事。

135 ㊐諸置浮橋處、每年十月以後、凌牡開解合□□
抽正解合、所須人夫、採運楡條、造石籠及絙索等
雜使者、皆先役當津水手、及所配兵。若不足、兼
以鎭兵及橋側州縣人夫充。卽橋在兩州兩縣界
者、亦於兩州兩縣、准戶均差。仍與津司相知、所
140 須多少、使得濟事。役各不得過十日。
㊀蒲津橋水匠一十五人。虞州大江・水贛(贛水)石險難□處、
給水匠十五人。並於本州、取白丁便水及解木作者
充、分爲四番上下、免其課役。
㊁孝義橋所須竹纜、配宣・饒等州造送。應□□
145 塞繫纜、船別給水手一人、分爲四番。其洛水中橋竹
146 纜、取河陽橋故退者充。

『唐六典』(卷七注)「蒲津橋一十五人」

『唐六典』(卷七注)「孝義橋所須竹索、取河陽橋退者以充。」

145下端缺字依羅跋、今不存。

……(紙縫)……

(後　闕)

附記

一、フランス國立圖書館でのP・二五〇七原卷調査に當っては、吳其昱博士(Dr. Wu Chi-yu)と同館東洋寫本部のコーエン女史(Mdm. Monique Cohen)とから理解あるご援助を得た。記して感謝の意を表す。

二、本稿は、中國域外漢籍國際學術會議(一九八六年九月二七～二九日、明治大學)での報告「敦煌發見唐水部式殘卷の書式に

ついて」に若干手を加えたものである。

三、本稿淨書中に、王永興氏の「敦煌寫本唐開元水部式校釋」（北京大學中古史研究中心編『敦煌吐魯番文獻研究論集』第三輯、北京大學出版社、一九八六）に接することができた。最新の研究成果としてご參照いただきたい。王氏の論稿については別稿において論ずることとする。

Han in relation to the structure of the aristocratic class whose power was expanding at that time.

In short, the conclusion is that the group of people who can be called "literati" (*shidaifu* 士大夫), i. e. those who had a Confucian education and who came mainly from the aristocratic class, came into existence centered on the counties (*jun* 郡) developing first in the more advanced areas at the beginning of the Later Han and later in the less developed areas by the end of the Han. It is clear that this stratum of literati-aristocrats became the constituents of the local opinion that determined the character evaluation which was the criterion for selection. Moreover, this promoted the formation of a division within the aristocratic class between those who were "literati" and those who were not.

From this, one can more clearly explain the dispute between the "Pure Faction" (*qingliu* 清流) and the "Muddy Faction" (*zhuoliu* 濁流) that appeared in the Proscribed Party Incident (*Danggu shijian* 黨錮事件) at the end of the Later Han. That is, one can understand the political antagonism of the literati officials versus the eunuchs and the non-literati local aristocrats who relied on the eunuchs.

CONCERNING THE STYLE OF WRITING OF THE TANG ORDINANCES OF THE DEPARTMENT OF WATERWAYS FOUND AT DUNHUANG

OKANO Makoto

Among the documents in the Bibliothèque Nationale in Paris that Pelliot brought back from Dunhuang, there is one, P. 2507, that is famous as a fragment of a book of ordinances of the Department of Waterways from the 25th year of Kaiyuan in the Tang dynasty (A. D. 737). Much work has been published on this document by scholars all over the world.

However, in recent years, doubts and criticisms of the popular view of this document have been raised from two directions. The first

concerns whether the fragment is in fact from the Department of Waterways. The second concerns whether the document actually dates from Kaiyuan 25.

This author, after a detailed examination of the data behind these new ideas, has come to the conclusion that the new theories do not stand up, and that the original popular view is correct. However, the basis for the popular view needs to be revised in part. In addition, based on an examination of the original text, this author described the characteristics of the style of writing of officially transcribed copies of ordinances of the Department of Waterways, and clarified that the items in the text were of two different prescribed forms. Furthermore, this author stated an opinion regarding the reason for the irregularity in the arrangement of these items. At the same time, he has sorted through and reconciled the previous theories about the corresponding relation between the headings of the Tang ordinances and the offices of the central government. This essay was written with the aim of reexamining the various questions of form and style of the Waterways ordinances before going on to research on their contents.

CONCERNING THE TANG POLICY TOWARDS DEFENSE COMMANDS (*FAN-ZHEN* 藩鎮) —the Process of Subjugation in Henan

TSUJI Masahiro

In this essay, I have examined how the Tang dynasty coped with the various defense commands in Henan circuit, i. e. those of Henan (河南), Huaixi (淮西), Ziqing (淄青), and Xuanwujun (宣武軍), from the last half of the eighth century to the beginning of the ninth. The commanders and troops of these defense posts maintained a stronghold in the Northeast border area (You zhou 幽州 and Pinglujun 平盧軍) in the mid-eighth century, and they fought as part of the Tang army during the An Lushan rebellion. However, afterwards, the commanders continued to